

公立大学法人山梨県立大学定款の骨子（案）

《定款記載事項》

地方独立行政法人法

第8条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 設立団体
- (4) 事務所の所在地
- (5) 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別
- (6) 役員の定数、任期その他役員に関する事項
- (7) 業務の範囲及びその執行に関する事項
- (8) 資本金、出資及び資産に関する事項
- (9) 公告の方法
- (10) 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

1 法人設立の目的

この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。

- 2 法人の名称 公立大学法人山梨県立大学
(地独法第68条1項：公立大学法人は名称中に「公立大学法人」を用いる)
- 3 設立団体 山梨県
- 4 事務所の所在地 山梨県甲府市
- 5 法人の種別 特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人
(地独法第2条2項：公立大学法人は非公務員型)
- 6 公告の方法 山梨県公報に掲載して行う

7 法人組織

(1) 役員

〔構成及び任期〕

- ・ 理事長（必置） 1人 （法人の申出に基づき知事が任命）
（地独法第74条2項：2年以上6年以内で法人の規定で定める期間。ただし、設置後初の学長の任期は6年以内）
- ・ 副理事長 1人 （理事長が任命）
（地独法第12条：定款で副理事長は置かないことができる）
- ・ 理事（必置） 4人以内 （理事長が任命）
（地独法第74条4項：副理事長及び理事の任期は6年以内で理事長が定める）
- ・ 監事（必置） 2人以内 （知事が任命）
（地独法第15条：役員任期は4年以内）

〔職務及び権限〕

- ・ 理事長 法人を代表し、法人の業務を総理
- ・ 副理事長 法人を代表し、理事長を補佐し法人の業務を掌理
- ・ 理事 理事長及び副理事長を補佐し法人の業務を掌理
- ・ 監事 法人の業務を監査し、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出

〔理事長と学長の設置形態〕

法の原則に基づき、理事長＝学長

- ・ 理事長（学長）のリーダーシップの下、大学運営に関する責任と権限が明確で、機動性の高い体制の構築が可能
（地独法第71条1項：法人の理事長は、大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、学長を理事長と別に定めることができる。）

〔学長選考機関〕（地独法第71条3項により必置）

経営審議機関及び教育研究審議機関からそれぞれ3人を選出し、学長となる理事長の選考機関を構成する。

委員には、法人の役員又は職員以外の者が含まれるようにしなければならない。

(2) 役員会（地独法には規定なし）

〔役割〕

大学運営の重要事項について合議制による適正な意思決定を行うため、設置する。

〔構成員〕

- ・ 理事長
- ・ 副理事長
- ・ 理事

※監事は、役員会に出席して意見を述べるができる。

〔審議事項〕

- ①中期目標について知事に対し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項
- ②法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- ③予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- ④大学、学部、学科、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- ⑤職員の人事及び評価の方針に関する事項
- ⑥重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- ⑦その他役員会が定める重要事項

(3) 経営審議機関（地独法第77条1項により必置）

〔名称〕

経営審議会

〔役割〕

法人の経営に関する重要事項を審議する。

〔構成員〕

委員10人以内で組織し、次に掲げる者により構成する。

- ①理事長
- ②副理事長
- ③理事長が指名する理事及び職員
- ④法人の役員又は職員以外の者で理事長が任命する者

〔審議事項〕

- ①中期目標について知事に対し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- ②法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- ③学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- ④予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- ⑤組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑥その他法人の経営に関する重要事項

(4) 教育研究審議機関（地独法第77条3項により必置）

〔名称〕

教育研究審議会

〔役割〕

大学の教育研究に関する重要事項を審議する。

〔構成員〕

委員18人以内で組織し、次に掲げる者により構成する。

- ①学長となる理事長（以下「理事長」）
- ②副理事長
- ③理事長が指名する理事
- ④法人の規程で定める教育研究上の重要な組織の長及び代表
- ⑤法人の役員又は職員以外の者で理事長が任命する者

〔審議事項〕

- ①中期目標について知事に対し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
- ②法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項（法人の経営に関するものを除く。）
- ③学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- ④教員の人事及び評価に関する事項
- ⑤教育課程の編成に関する方針に係る事項
- ⑥学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ⑦学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- ⑧教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑨その他大学の教育研究に関する重要事項

8 業務の範囲

- ①大学を設置し、これを運営すること
- ②学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと
- ③法人以外の者からの委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと
- ④公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること
- ⑤大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること
- ⑥前各号の業務に附帯する業務を行うこと

9 資本金

山梨県が出資する資産について、評価額の合計額を資本金の額とする。

10 解散に伴う残余財産の帰属

法人が解散した場合、その債務を弁済しても残余財産があるときは、これを山梨県に帰属させる。

11 施行期日

法人の成立の日から施行する。